

新潟市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月 1 日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第30号

新潟市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

新潟市児童福祉法施行細則（平成8年新潟市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第22条の2及び第22条の3を次のように改める。

（障害児通所給付費の支給申請に係る様式等）

第22条の2 次に掲げる申請書及び届出書の様式は、別に定める。

- （1） 省令第18条の6第1項の申請書
- （2） 省令第18条の6第7項の届出書
- （3） 省令第18条の6第10項の申請書

2 市長は、前項第1号の申請書を提出した者に対して支給又は不支給の決定をしたときは、別に定める通知書により通知するものとする。

（特例障害児通所給付費の支給申請に係る様式等）

第22条の3 省令第18条の5第1項の申請書の様式は、別に定めるものとする。

2 市長は、前項の申請書を提出した者に対して支給又は不支給の決定をしたときは、別に定める通知書により通知するものとする。

第22条の4中「別記様式第32号の4による依頼書」を「別に定める依頼書」に改める。

第22条の5から第22条の7までを次のように改める。

（障害児通所給付費の変更申請に係る様式等）

第22条の5 省令第18条の21第1項の申請書の様式は、別に定めるものとする。

2 市長は、前項の申請書を提出した者に対して変更の決定をしたときは、別に定める通知書により通知するものとする。

(障害児通所給付費等の支給決定の取消しの通知)

第22条の6 省令第18条の24第1項の規定による通所給付決定の取消の通知は、別に定める通知書により行うものとする。

(高額障害児通所給付費の支給申請に係る様式等)

第22条の7 省令第18条の26第1項の申請書の様式は、別に定めるものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、高額障害児通所給付費の支給の可否を決定し、別に定める通知書により申請者に通知するものとする。

第22条の8、第22条の9及び第22条の10を削り、第22条の11を第22条の8とする。

第27条の2の見出し中「支給の申請書等」を「支給申請に係る様式等」に改め、同条第1項を次のように改める。

省令第25条の26の3第1項の申請書の様式は、別に定めるものとする。

第27条の2第2項中「別記様式第38号の3による通知書」を「別に定める通知書」に改め、同条第3項中「第1条の2の5」を「第1条の2の7」に、「別記様式第38号の4による通知書」を「別に定める通知書」に改め、同条第4項中「別記様式第38号の5による届出書」を「別に定める届出書」に改め、同条第5項中「別記様式第38号の6による通知書」を「別に定める通知書」に改める。

第27条の3を次のように改める。

(指定障害児通所支援事業者等に係る申請書等の様式)

第27条の3 法及び省令の規定により、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し、市長に提出する申請書及び届出の様式は、別に定める。

第27条の4から第27条の8までを削る。

別記様式第32号の2から別記様式第32号の14まで及び別記様式第38号の2から別記様式第38号の13までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の新潟市児童福祉法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類は、この規則による改正後の新潟市児童福祉法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。